

第 12 期 計算書類

(平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで)

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

GMOクリック証券株式会社

貸借対照表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	449,301	流 動 負 債	422,756
現金及び預金	35,588	トレーディング商品	411
預託金	246,833	商品有価証券等	166
トレーディング商品	630	デリバティブ取引	244
商品有価証券等	165	信用取引負債	56,632
デリバティブ取引	464	信用取引借入金	16,316
約定見返勘定	9	信用取引貸証券受入金	40,315
信用取引資産	100,259	有価証券担保借入金	3,784
信用取引貸付金	77,189	有価証券貸借取引受入金	3,784
信用取引借証券担保金	23,070	預り金	36,025
立替金	52	受入保証金	247,736
短期差入保証金	41,279	有価証券等受入未了勘定	2
支払差金勘定	22,708	受取差金勘定	1,955
外国為替証拠金取引顧客差金	22,283	外国為替証拠金取引顧客差金	1,874
外国為替証拠金取引自己差金	279	外国為替証拠金取引自己差金	13
商品CFD取引顧客差金	145	商品CFD取引顧客差金	64
前払費用	192	商品CFD取引自己差金	3
未収入金	899	短期借入金	70,800
未収収益	635	1年内返済予定の長期借入金	2,000
繰延税金資産	164	未払金	1,775
その他	94	未払費用	1,061
貸倒引当金	△47	未払法人税等	278
固 定 資 産	957	賞与引当金	292
有 形 固 定 資 産	20	固 定 負 債	3,600
建物	17	長期借入金	3,600
器具備品	2	資産除去債務	7
無 形 固 定 資 産	0	特 別 法 上 の 準 備 金	2,054
商標権	0	金融商品取引責任準備金	2,054
投資その他の資産	937	負 債 合 計	428,418
投資有価証券	192	純 資 産 の 部	
出資金	1	株 主 資 本	21,840
長期差入保証金	24	資本金	4,346
破産更生債権等	90	資本剰余金	3,223
長期前払費用	54	資本準備金	3,223
繰延税金資産	662	利益剰余金	14,270
その他	1	その他利益剰余金	14,270
貸倒引当金	△90	繰越利益剰余金	14,270
		純 資 産 合 計	21,840
資 産 合 計	450,258	負 債 純 資 産 合 計	450,258

損 益 計 算 書

〔 平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		22,795
受入手数料	3,290	
トレーディング損益	16,496	
金融収益	3,007	
その他の営業収益	0	
金融費用		1,362
純営業収益		21,432
販売費及び一般管理費		12,592
取引関係費	5,871	
人件費	1,060	
不動産関係費	824	
事務費	4,246	
減価償却費	1	
租税公課	559	
貸倒引当金繰入額	△21	
その他	49	
営業利益		8,840
営業外収益		6
営業外費用		10
経常利益		8,836
特別利益		425
金融商品取引責任準備金戻入	425	
税引前当期純利益		9,262
法人税等		2,867
法人税、住民税及び事業税	2,631	
法人税等調整額	235	
当期純利益		6,394

株主資本等変動計算書

(平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
平成28年4月1日残高（百万円）	4,346	3,223	13,375	20,945	20,945
当期変動額					
剰余金の配当			△5,499	△5,499	△5,499
当期純利益			6,394	6,394	6,394
当期変動額合計（百万円）	—	—	894	894	894
平成29年3月31日残高（百万円）	4,346	3,223	14,270	21,840	21,840

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 13 号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）
時価法を採用しております。

ロ. トレーディング商品に属さない有価証券

投資事業有限責任組合出資金の会計処理

投資事業有限責任組合出資を行うに際して、組合の財産の持分相当額を「投資有価証券」として計上しております。組合の出資時に「投資有価証券」を計上し、組合が獲得した純損益の持分相当額については、営業外損益に計上するとともに同額を「投資有価証券」に加減する処理を行っております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物	10 年～50 年
器 具 備 品	3 年～10 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）の耐用年数については、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

③長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金及び準備金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

③金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の会計処理

顧客との間で行われる外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替証拠金取引顧客差金に計上しております。

また、顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」第143条第1項第1号に定める方法により区分管理しており、これを貸借対照表上の預託金に計上しております。

②カウンターパーティーを相手方とする外国為替取引の会計処理

カウンターパーティーとの間で行われる外国為替取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする外国為替取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を貸借対照表上の外国為替証拠金取引自己差金に計上しております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払費用として計上し、法人税法の規定により5年間で均等償却しております。

③連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当事業年度において、財務諸表への影響は軽微であります。

3. 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価額	
①差入れている有価証券の時価額	
信用取引貸証券	40,353百万円
信用取引借入金の本担保証券	15,732百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	3,561百万円
差入保証金代用有価証券	48,209百万円
②差入れを受けている有価証券の時価額	
信用取引貸付金の本担保証券	74,727百万円
信用取引借証券	22,269百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	13,183百万円
受入保証金代用有価証券	339,519百万円
(2) 商品有価証券等の内訳	
(資産)	
株券	87百万円
債券	76百万円
(負債)	
株券	166百万円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	
建 物	0百万円
器具備品	6百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	3,400百万円
(5) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	6,193百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

3,883 百万円

営業取引以外の取引による取引高の総額

1 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度 末株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	18,010,400	—	—	18,010,400
合計	18,010,400	—	—	18,010,400

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はございません。

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年3月23日 臨時株主総会	普通株式	5,499百万円	305.37円	平成29年3月23日	平成29年3月23日

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目

的となる株式の種類及び数に関する事項

該当事項はございません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金繰入超過額	90百万円
未払事業税	42百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	14百万円
繰延資産償却超過額	13百万円
その他	3百万円
繰延税金資産（流動）小計	164百万円
繰延税金資産（固定）	
金融商品取引責任準備金繰入限度超過額	629百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	27百万円
繰延資産償却超過額	5百万円
その他	2百万円
繰延税金資産（固定）小計	664百万円
繰延税金資産合計	829百万円
繰延税金負債（固定）	
資産除去債務に対応する有形固定資産	2百万円
繰延税金負債（固定）小計	2百万円
繰延税金負債合計	2百万円
繰延税金資産の純額	826百万円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、一般投資家に対する有価証券取引や外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービスを提供することを主たる事業としております。当該業務から発生する資金負担に備えるため、当社は手元流動性の維持並びに複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得することにより資金需要に備えております。その他、外国為替取引においてカウンターパーティーとの間のカバー取引に必要な差入証拠金の一部を、金融機関との支払保証契約に基づく保証状によって代用することにより、資金負担を軽減しております。

当社が提供する外国為替証拠金取引等店頭デリバティブ取引は、顧客との間で自己が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、当社には外国為替その他のポジション（持ち高）が発生します。当社は発生したそれらのポジションの価格変動リスクを低減するため、当社の財政状態を基礎としたポジション限度枠を定め保有するポジション額をその範囲内に留めるとともに、カウンターパーティーその他の金融機関との間で適宜カバー取引を行っております。

②金融商品の内容、そのリスク及びリスク管理体制

当社が保有する金融商品は、有価証券関連業又は外国為替証拠金取引業に付随するものに大別され、信用リスク、流動性リスク、市場リスクを有しております。

イ. 有価証券関連業について

株式取引における信用取引及び株価指数先物・オプション取引において、顧客との間で発生しうる信用リスク低減のための事前策として、口座開設基準、発注限度額並びに建玉限度額を設け、与信提供に一定の制限を設けております。また、顧客から取引額に対して一定の保証金（金銭又は有価証券）の差し入れを受けております。

取引開始後、相場変動により顧客の評価損失が拡大あるいは代用有価証券の価値が下落し、顧客の担保額が必要額を下回った場合、当社は顧客に対して追加の担保差し入れ（追証）を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、当社は顧客の取引を強制的に決済することで取引を解消します。

強制決済による決済損失が担保額を上回る場合は、顧客に対して超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。当社は、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

なお、顧客との間で発生しうる信用リスクをより低減するために、週に一度、信用取引に係る代用有価証券の掛目変更等の見直しを行っているほか、株価指数先物・オプション取引における証拠金率の見直しを行っております。

ロ. 外国為替証拠金取引業について

顧客との間で行われる店頭外国為替証拠金取引については、取引の都度、当社には外国為替のポジション（持ち高）が発生するため、そのポジションに対し市場リスク（為替変動リスク）を有することになります。

また、為替相場の急激な変動等の要因により、顧客が差入れている証拠金を超える損失が発生する可能性があります。この場合、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。当社は、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

これらのリスクに関して、当社は顧客との取引により生じる市場リスク（為替変動リスク）については、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーやカウンターパーティーとの間で反対売買を行うカバー取引を行うことでリスクの回避を図っております。ただし、システムトラブル等の原因によりカバー取引が適切に行われなかった場合やポジション管理の不備が生じた場合には、ヘッジが行われていないポジションについて為替変動リスクを有することとなります。

また、顧客との間で発生しうる信用リスクについては、顧客の証拠金維持率（顧客が保有する未決済ポジションに対する時価の証拠金の比率）が一定の値を下回った場合、未決済ポジションを強制決済する自動ロスカット制度を採用することにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

一方、カウンターパーティーとの間で行われる外国為替取引については、カウンターパーティーの意向によりカバー取引が実行できないという流動性リスクを有しております。また、カウンターパーティーに対する差入証拠金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。

これらのリスクに関して、当社は流動性を確保するために複数のカウンターパーティーを選定することにより、流動性リスクを分散しております。また、為替変動リスクの管理として、保有しているポジション額を系統的に自動制御しているほか、1営業日に複数回、デリバティブ部門において、顧客との取引によって生じるポジション額、自己保有しているポジション額及びカウンターパーティーとの取引により生じるポジション額が一致していることを確認しております。

また、カウンターパーティーの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の基準によりカウンターパーティーを選別し、定期的に格付け情報の変更等の信用状況の変化を確認する等により与信管理を行っております。

ハ. その他業務全般

関係諸法令の要求に基づき、顧客から預託を受けた金銭は信託銀行等へ信託を行う必要がありますが、当該信託財産は委託先である信託銀行等が破綻に陥った場合でも、信託法によりその財産は保全されることとなっており、信託銀行等の信用リスクからは遮断されております。

また、証券金融会社やカウンターパーティーへの預託が必要となる保証金及び証拠金の差入れや、取引等に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生しますが、当社は手元流動性の維持に加え、複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得し、急激な資金需要に備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) 参照のこと。）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
① 現金及び預金	35,588	35,588	—
② 預託金	246,833	246,833	—
③ トレーディング商品 商品有価証券等	165	165	—
④ 信用取引貸付金	77,189	77,189	—
⑤ 信用取引借証券担保金	23,070	23,070	—
⑥ 短期差入保証金	41,279	41,279	—
資産計	424,126	424,126	—
① トレーディング商品 商品有価証券等	166	166	—
② 信用取引借入金	16,316	16,316	—
③ 信用取引貸証券受入金	40,315	40,315	—
④ 有価証券貸借取引受入金	3,784	3,784	—
⑤ 預り金	36,025	36,025	—
⑥ 受入保証金	247,736	247,736	—
⑦ 短期借入金	70,800	70,800	—
⑧ 長期借入金 (*1)	5,600	5,599	(0)
負債計	420,745	420,745	(0)
デリバティブ取引 (*2、3)			
① 有価証券関連 CFD 取引関係			
イ. トレーディング商品	219	219	—
ロ. トレーディング商品	(0)	(0)	—
② 外国為替証拠金取引関係			
イ. 外国為替証拠金取引顧客差金	20,409	20,409	—
ロ. 外国為替証拠金取引自己差金	265	265	—
③ 商品 CFD 取引関係			
イ. 商品 CFD 取引顧客差金	81	81	—
ロ. 商品 CFD 取引自己差金	(3)	(3)	—
デリバティブ取引計	20,972	20,972	—

- (※1) 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。
- (※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (※3) 各取引において、「イ」は顧客とのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を、「ロ」は取次ブローカー又はカウンターパーティーとのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を表しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 預託金

顧客からの要求に応じて当社が支払義務を負う預り金及び受入保証金に応じて、1週間以内に差替えを行っているため、決算日に要求された場合における引出額（帳簿価額）を時価とみなしております。

③ トレーディング商品 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、当事業年度の損益に含まれた評価差額は22百万円です。

④ 信用取引貸付金

顧客に対する信用取引貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

⑤ 信用取引借証券担保金

証券金融会社に対する信用取引借証券担保金は日々値洗いが行われているため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

⑥ 短期差入保証金

短期差入保証金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

負債

① トレーディング商品 商品有価証券等

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、当事業年度の損益に含まれた評価差額は△3万円です。

② 信用取引借入金

証券金融会社からの信用取引借入金は日々値洗いが行われているため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

③ 信用取引貸証券受入金

顧客から差入れを受けている信用取引貸証券受入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

④ 有価証券貸借取引受入金

有価証券貸借取引受入金は、取引先へ差入れた有価証券の時価の変動により日々値洗いが行われていることや短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価とみなしております。

⑤ 預り金

顧客より預託を受けている預り金は、約定済未受渡資金等を除き、顧客からの要求に応じて当社が支払義務を負うため、決算日に要求された場合における支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

⑥ 受入保証金

顧客より預託を受けている受入保証金は、約定済未受渡資金や未決済ポジションに必要な担保額等を除き、顧客からの要求に応じて当社が支払義務を負うため、決算日に要求された場合における支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

⑦ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧ 長期借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

① 有価証券関連 CFD 取引関係

イ. 顧客との取引（トレーディング商品）

顧客との間で行われている有価証券関連 CFD 取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等		時価 (*)	評価損益
			うち1年超		
株価指数	売建	7,936	—	(104)	(104)
	買建	9,375	—	351	351
株式	売建	471	—	1	1
	買建	476	—	(29)	(29)
合計		—	—	219	219

（*）時価の算定方法 事業年度末の各取引所における最終取引価格により算定しております。

ロ. 取次ブローカーとの取引（トレーディング商品）

取次ブローカーとの間で行われている株価指数先物取引及び株式 CFD 取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等		時価 (*)	評価損益
			うち1年超		
株価指数	売建	4,116	—	(0)	(0)
	買建	2,478	—	(0)	(0)
株式	売建	—	—	—	—
	買建	102	—	—	—
合計		—	—	(0)	(0)

（*）時価の算定方法 事業年度末の各取引所における清算指数及び最終価格により算定しております。

② 外国為替証拠金取引関係

イ. 顧客との取引（外国為替証拠金取引顧客差金）

顧客との間で行われている外国為替証拠金取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等		時価 （*）	評価損益
			うち1年超		
通貨	売建	426,481	—	14,618	14,618
	買建	227,826	—	5,791	5,791
	合計	—	—	20,409	20,409

（*）時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

ロ. カウンターパーティーとの取引（外国為替証拠金取引自己差金）

カウンターパーティーとの間で行われている外国為替取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等		時価 （*）	評価損益
			うち1年超		
通貨	売建	127,023	—	(0)	(0)
	買建	303,780	—	265	265
	合計	—	—	265	265

（*）時価の算定方法 事業年度末の直物為替相場により算定しております。

③ 商品 CFD 取引関係

イ. 顧客との取引（商品 CFD 取引顧客差金）

顧客との間で行われている商品 CFD 取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等		時価 （*）	評価損益
			うち1年超		
商品	売建	5,013	—	19	19
	買建	2,076	—	61	61
合計		—	—	81	81

（*）時価の算定方法 事業年度末の各取引所における最終取引価格及び直物相場により算定しております。

ロ. 取次ブローカー及びカウンターパーティーとの取引（商品 CFD 取引自己差金）

取次ブローカー及びカウンターパーティーとの間で行われている商品取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	種類	契約額等		時価 （*）	評価損益
			うち1年超		
商品	売建	21	—	—	—
	買建	2,930	—	(3)	(3)
合計		—	—	(3)	(3)

（*）時価の算定方法 事業年度末の各取引所における清算指数、最終価格及び直物相場により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合出資金(*)	192
合計	192

(*) 投資事業有限責任組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	5年超
現金及び預金	35,588	—
預託金	246,826	7
信用取引貸付金	77,189	—
信用取引借証券担保金	23,070	—
短期差入保証金	41,279	—
合計	423,952	7

(注4) 短期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	5年以内
信用取引借入金	16,316	—
有価証券貸借取引受入金	3,784	—
短期借入金	70,800	—
長期借入金	2,000	3,600
合計	92,900	3,600

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GMOクリックホールディングス株式会社	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任 役務の受入 資金の寄託 資金の借入	管理業務及びシステム 関連業務の委託（注1）	3,823	未払費用	344
				資金の寄託（注2）	9,200	預託金	3,400
				受取利息（注2）	13	—	—
				資金の借入（注3）	130,000	借入金	5,000
				支払利息（注3）	43	—	—
				連結納税に係る個別帰 属額の受払（注4）	1,179	未払金	819

（注1）取引条件については、提供する役務の内容に基づき、個別に契約を締結し決定しております。

（注2）親会社との間で金銭消費寄託契約を締結しており、取引金額については、預入額と払戻額の総額で記載しております。利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

（注3）親会社との間で極度貸付契約を締結しており、取引金額については借入額と返済額の総額で記載しております。利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

（注4）連結納税制度に係る個別帰属額の受払金額については、通常の税金額計算により算定されたものであります。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	GMO-Z.com Forex HK Limited	なし	役員の兼任	外国為替証拠金取引 (注1)(注2)	-	受入保証金	284
						外国為替証拠金取引顧客差金(資産)	0
						未収入金	8
						未払金	38
親会社の子会社	GMO-Z.com Trade UK Limited	なし	役員の兼任	外国為替証拠金取引・有価証券関連CFD取引、商品CFD取引 (注1)(注2)	-	受入保証金	73
						外国為替証拠金取引顧客差金(資産)	0
						商品CFD取引顧客差金(負債)	0
						未収入金	0
						未払金	5
親会社の子会社	株式会社FX プライムby GMO	なし	役員の兼任	外国為替証拠金取引 (注1)(注2)	-	受入保証金	510
						外国為替証拠金取引顧客差金(資産)	0
						未収入金	59
				支払手数料 (注3)	551	未払費用	71
親会社の子会社	GMO-Z.com Bullion HK Limited	なし	役員の兼任	商品CFD取引 (注1)(注2)	-	受入保証金	40
						未収入金	2
				受入手数料 (注4)	1	未収収益	0
				トレーディング 損益(注5)	-	未払金	1

(注1) 取引条件は市場相場を勘案して合理的に決定しています。

(注2) 反復的かつ多額な取引であるため、期末残高のみを開示しております。

(注3) 外国為替証拠金取引により発生するボリュームリベートの支払額です。手数料の支払額は、取引高等に応じて決定しています。

(注4) 商品CFD取引により発生するカバー取引の手数料の受取額です。手数料の受取額は、取引高に応じて決定しています。

(注5) 商品CFD取引により発生するボリュームリベートの受取額です。受取額は、取引高に応じて決定しています。

10. 株当たり情報に関する注記

(1)	1株当たり純資産額	1,212円64銭
(2)	1株当たり当期純利益	355円06銭

11. 重要な後発事象

(1) 決算期変更

当社は、平成29年4月25日開催の取締役会において、平成29年6月20日に開催予定の第12期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを下記のとおり決議しました。

① 変更の理由

当社グループの予算編成や業務管理等の経営及び事業運営の効率化を実現するとともに、海外での事業展開をより一層推進し、グローバル企業として持続的な成長を図るため、世界標準である12月決算に変更するものです。

② 決算期変更の内容

現在：毎年3月31日

変更後：毎年12月31日

決算期変更の経過期間となる第13期は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月決算となる予定です。